

利尻町簡易水道事業経営戦略

令和3年3月

利尻町まち環境整備課

利尻町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 利尻町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供用開始年月日	昭和46年3月31日	計 画 給 水 人 口	1,970	人
法適(全部・財務) ・非適の区分	令和6年4月1日適用予定	現 在 給 水 人 口	1,984	人
		有 収 水 量 密 度	36.73	千m ³ /ha

② 施 設

水 源	<input type="checkbox"/> 表流水 <input type="checkbox"/> ダム <input type="checkbox"/> 伏流水 <input checked="" type="checkbox"/> 地下水 <input type="checkbox"/> 受水 <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	0	管 路 延 長	55.21 千m
	配水池設置数	4		
施 設 能 力	1,110 m ³ /日	施 設 利 用 率	73.5	%

③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	用途別とし、基本料金、超過料金及びメーター使用料(口径別)を賦課している。		
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	令和2年4月1日		

<料金表>

◇水道使用料

用途	基本水量	基本料金	超過料金
家事用	10m ³ まで	1,980円	176円
営業用	20m ³ まで	3,960円	176円
官公署	20m ³ まで	3,960円	176円
団体用	500m ³ まで	65,978円	94円
船舶用	—	—	242円
臨時用	—	—	330円

(消費税を含む)

◇メーター使用料

口径	料金
13mm	275円
20mm	330円
25mm	330円
40mm	475円

(消費税を含む)

④ 組織

まち環境整備課長—まち環境整備課長補佐—上下水道係長（課長兼務）—上下水道係

◇年齢構成

61歳～	0人
51～60歳	0人
41～50歳	2人
31～40歳	1人
～30歳	0人

(2) これまでの主な経営健全化の取組

一般会計から繰入は基準外の繰入をなるべく抑えるように努め、必要最小限の維持管理費用により事業運営している。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

別添経営比較分析表を参照(令和元年度決算)

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

過去の給水人口の推移から、将来の給水人口を予想しており、令和11年度では1,472人を見込んでいる。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
給水人口(人)	1,920	1,870	1,821	1,770	1,721	1,672	1,621	1,572	1,522	1,472

(2) 水需要の予測

予測した給水人口により用途別給水量を推計し、今後の水需要を予想している。給水人口と同様に年々減少する見込みである。

(単位:千 m^3)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間配水量	293.3	288.9	284.5	280.1	275.7	271.4	267.0	262.7	258.4	253.9
年間有収水量	266.9	263.5	260.1	256.7	253.3	249.9	246.4	243.0	239.6	236.1
有収率(%)	91.0	91.2	91.4	91.6	91.8	92.1	92.3	92.5	92.7	93.0

(3) 料金収入の見通し

予測した水需要予測により、今後の水道料金収入を予想している。給水人口、水需要予測と同様に年々減少する見込みである。

(単位:千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
水道料金収入	55,200	54,372	53,556	52,752	51,960	51,180	50,412	49,665	48,910	48,176

(4) 組織の見通し

当面は現体制を継続していくことになると考えているが、水道事業の経営効率を図るため、必要に応じて事務事業の見直しや民間への委託化などを検討していく。

3. 経営の基本方針

当事業は給水人口の減少から有収水量の増加は見込めないため、事業を継続していくためには一層の財源確保に努めていく必要がある。

そのため、使用料の値上げなどを検討するなど自主財源の確保を図るとともに、事務事業の見直しや経営の効率化に取り組み、安定した水の供給に努めるものとする。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	水源の安定化のために新井戸整備を行うものの、将来の水需要予測を考慮した施設更新に努めるとともに、更新費用の抑制を図る。また、災害に強く安全で安心な水の安定供給に努める。
-----	--

耐用年数を超えた施設の更新費用の平準化を図るとともに、既存施設の長寿命化にも努めるために、更新計画等の策定を検討する。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	人口の減少に伴い料金収入が減少することから、料金改定等を検討するなど、経営の健全化に取り組む。
-----	---

料金収入は、給水人口予測により用途別給水量を推計した水需要予測により推計している。
企業債、国庫補助等の収入は見込んでいない。
繰入金は基準内繰入の他、最低限の基準外繰入を見込んでいる。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

委託料では、検針業務、水質検査業務をすでに委託しているため、さらに委託の余地がないか今後検討していく。
修繕費は、機器等の定期的な点検・補修の実施により経営の削減を図る。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	必要に応じて検討していく。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	必要に応じて検討していく。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	必要に応じて検討していく。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	特にありません。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	特にありません。
その他の取組	特にありません。

② 財源についての検討状況等

料 金	今後においても財源不足が予想されるため、料金改定について検討していく。
企 業 債	施設改良等の事業が予定されており、財源不足分は起債で賄う予定である。
繰 入 金	基準内での繰入を原則としているが、場合によっては必要最小限での基準外繰入を見込んでいる。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	特にありません。
その他の取組	特にありません。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	概ね5年ごとに見直しを行い、経営戦略の事後検証、更新を行う予定である。
-------------------------	-------------------------------------

投資・財政計画
(収支計画)

【簡易水道事業】

(単位:千円, %)

年 度	30年度 (決算)	元年度 (決算)	2年度 (決算 見込)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	3,179	△ 2,735	△ 1,260									
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	1,756	4,935	2,199	10	10	10	10	10	10	10	10	10
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	4,935	2,200	939	10	10	10	10	10	10	10	10	10
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	4,935	2,200	939	10	10	10	10	10	10	10	10	10
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	74.4	73.2	68.1	65.5	69.0	76.5	73.2	72.8	71.7	70.2	69.9	70.8
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	56,635	52,848	55,510	54,392	53,576	52,772	51,980	51,200	50,432	49,685	48,930	48,196
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)	56,635	52,848	55,510	54,392	53,576	52,272	51,980	51,200	50,432	49,685	48,930	48,196
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	334,861	302,744	326,666	356,819	329,042	310,389	288,147	265,641	241,921	217,432	192,670	169,062

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	30年度 (決算)	元年度 (決算)	2年度 (決算 見込)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
区 分												
収益的収支分	5,362	31,923	2,656	5,404	5,678	5,615	6,134	6,638	7,124	5,584	6,057	6,510
うち基準内繰入金	2,681	2,504	2,323	2,212	2,099	1,944	1,807	1,669	1,528	1,385	1,244	1,103
うち基準外繰入金	2,681	29,419	333	3,192	3,579	3,671	4,327	4,969	5,596	4,199	4,813	5,407
資本的収支分	17,141	23,782	28,679	32,847	27,777	18,653	22,241	22,507	23,719	24,490	24,761	23,608
うち基準内繰入金	15,881	16,058	25,579	32,847	13,889	9,327	11,121	11,254	11,860	12,245	12,381	11,804
うち基準外繰入金	1,260	7,724	3,100		13,888	9,326	11,120	11,253	11,859	12,245	12,380	11,804
合 計	22,503	55,705	31,335	38,251	33,455	24,268	28,375	29,145	30,843	30,074	30,818	30,118